経営管理権集積計画（集－２）

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号。以下「法」という。）第４条第１項の規定に基づき、次のとおり経営管理権集積計画を定める。

１　個別事項

整理番号	集－２
経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）大田原市長 相馬 憲一 （所在地）栃木県大田原市本町一丁目４番１号
経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） （住所又は所在地） ※公告・縦覧時は個人情報保護のため非公開とします。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）及び経営管理の条件

番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha（小班）	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（Ｂ）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（Ｃ）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（Ｄ）の額の算定方法	乙が甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	大田原市須賀川	4357	須賀川62ヶ	2B	山林	1.43 (0.84)	ﾋﾉｷ	70	公告の日	３年（令和 12 年 3 月 31 日）	別添１参照	別添２参照	別添３参照	一筆の一部（添付図面参照）
2	同上	4388	須賀川62ｺ	2,3,4C,4F	山林	4.13 (0.73)	ﾋﾉｷ	38-88	同上	同上	同上	同上	同上	一筆の一部（添付図面参照）

※　面積欄の上段には林地台帳（登記）面積を記載し、下段括弧書きには今回経営管理権を設定する実測（ＧＩＳ）面積を記載します。

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項及び別添１に定めるところにより立木の伐採（間伐）を実施する。なお、本計画に基づく間伐は木材を林

内に残置する「切捨間伐」とし、木材の販売及びこれに伴う収益の収受・配分は行わない。

（２）受託者の義務

①　乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　乙は、経営管理の適正な履行を確保するため、林道等からの目視による森林の巡視を定期的に実施する。

（３）施設の設置及び立入り等

①　乙又は乙の委託を受けて施業を実施する者（以下「施業事業者」という。）は、当該森林の経営管理の実施に必要な範囲内において、当該森林に立ち入り、森林作業道等の施設を設置し、又は使用することができる。この場合において、乙は、設置した施設を適切に維持管理するものとする。

②　乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（４）損害の免責

経営管理権集積計画に記載された経営管理を実施している期間中において、乙又は施業事業者に過失がなかったにもかかわらず、天災地変等の不可抗力その他乙の責めに帰することができない事由により当該森林について生じた損害については、乙は損害賠償の責任を負わない。

（５）森林保険の付保及び保険金の取扱い

①　乙は、経営管理権の存続期間中、乙の全額費用負担により、甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険（森林国営保険等）を付保するものとし、甲はこれを承諾する（甲の保険料負担は生じない）。

②　気象災その他の保険事故により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙が協議して定める。

③　前項の復旧に要する費用に充てるため、甲は森林保険に係る保険金の請求及び受領に関する権限を乙に委任するものとし、受領した保険金は乙が当該森林の復旧費用に充当する。

（６）権利の承継及び処分等の制限

①　経営管理権は、公告の後に当該森林の所有権等を取得した者に対しても、その効力を有する（法第７条第３項）。

②　甲は、当該森林について売買、贈与、担保権の設定その他の権利を設定し、又は移転しようとするときは、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない（法第４条第２項第６号）。

③　甲は、存続期間の中途において、乙の同意なく一方的に本計画に基づく委託を解除することはできない。

（７）甲への通知

乙は、当該森林における間伐等の施業が完了したときは、甲に対してその実施状況を遅滞なく通知するものとする。

（８）存続期間満了時の清算

本計画における経営管理は公費（森林環境譲与税等）を活用した切捨間伐として実施し、費用の請求及び木材販売収益の配分を行わないため、存続期間満了時における甲乙間の金銭の清算は生じない。

（９）その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及び本計画の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙が誠実に協議して定める。

【別添１】経営管理の内容

（経営管理実施権が設定されない場合：市町村森林経営管理事業）

対象森林	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
１の個別事項に記載された対象森林の全筆	**１．間伐（切捨間伐）の実施** 　乙（または乙から委託を受けた施業事業者）は、経営管理権の存続期間中に、健全な森林への誘導及び水源涵養・土砂流出防止等の多面的機能の発揮を図るため、間伐（切捨間伐）を１回実施する。 　伐採した木材は林内に適切に倒伏・残置（切捨）するものとし、搬出及び販売は行わない。 　なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採を控えるなど、自然環境及び生物多様性に十分配慮するものとする。 **２．森林の巡視・保護** 　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防並びに施業後の保全状況を確認するため、年１回以上の森林巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び既設作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

【別添２】金銭（Ｄ）の算定方法

（経営管理実施権が設定されない場合）

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（Ｄ）の額の算定方法は、次のとおりとする。

１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法

本計画に基づく経営管理は「切捨間伐」として実施し、木材の搬出及び販売を行わないため、木材の販売収益は発生せず、**乙から甲に対して支払われる金銭（Ｄ）は生じない（金銭の支払いは行わない）。**

２．留意事項

本事業に係る切捨間伐、巡視及び森林保険の付保に要する経費は、公費（森林環境譲与税等）を活用して**すべて乙（大田原市）が負担するものとし、甲に経費の負担を求めない。**

【別添３】甲に金銭（Ｄ）を支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）

１．支払時期

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

２．相手方及び方法

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

【添付図面】（公告添付図書）

- **図面名称：** 経営管理権集積計画 対象森林位置図（整理番号：集－２）
- **図面内容：** 地形図上に、令和６年度森林境界明確化事業において合意・確認された所有者境界および切捨間伐対象小班（一筆の一部）を着色・明示した詳細図。